

# 北九州市公報

発行所  
北九州市小倉北区城内1番1号  
北九州市役所

## 目 次

### 告 示

ページ

- 港湾施設の概要の一部改正【港湾空港局港営部港営課】

2079

### 公 告

- 簡易公募型プロポーザル方式に係る手続きの開始【環境局環境未来都市推進室】

2080

北九州市告示第298号

北九州市が管理する港湾施設の概要（昭和58年北九州市告示第78-10号）の一部を次のように改正する。

平成24年8月2日

北九州市長 北橋健治

14 港湾施設用地の倉庫敷の表の小倉の項中

「

日明29号倉庫敷	小倉北区西港町	3,330.85
----------	---------	----------

を」

「

日明29号倉庫敷	小倉北区西港町	3,317.64
----------	---------	----------

に」

改める。

## 北九州市公告第539号

次のとおり応募者に資格条件を付与した簡易公募型プロポーザル方式に係る手続きを開始する。

平成24年8月2日

北九州市長 北 橋 健 治

### 1 業務概要

- (1) 業務名 北九州市地域エネルギー政策策定業務委託
- (2) 業務内容 本市のもつエネルギー基盤のポテンシャルや課題・可能性を整理し、国の動向や有識者の知見を踏まえながら、地域の成長を支えるエネルギーミックスを構築するための、地域エネルギー政策を策定する。
- (3) 履行期間 契約締結日から平成25年3月31日まで

### 2 参加資格

第1号に掲げる資格を全て満たしている単体企業又は第2号に掲げる資格を満たしている事業共同体であること。

#### (1) 単体企業

ア 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項並びに北九州市測量業務、建設コンサルタント業務等競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成6年北九州市規則第60号）第7条第1項の有資格業者名簿に記載されていること。

イ 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。

ウ 当該企業が参加申込日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続の開始若しくは更正手続の開始の申立てがなされていないこと又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続の開始若しくは再生手続の開始の申立てがなされていないこと。

エ 受託候補者に選定された場合、履行期限内に当該業務の履行完了が可能な体制にあり、技術提案書提出時の総括責任者が当該業務を担当できること。

オ 日本国内において、過去にエネルギーに関する業務について、元請としての実績を有すること。

- (2) 事業共同体 第1号に掲げる資格を全て満たしている者により構成される事業共同体であること。

### 3 受託候補者の資格審査（参加表明書による審査）

第2項第1号及び第2号の要件の適合可否

4 受託候補者を選定するための評価基準

(1) 企業及び技術者の同種業務実績等（参加表明書による評価）

ア 過去のエネルギーに関する業務実績

イ 配置予定技術者の同種業務の実績

ウ 配置予定技術者の手持業務の状況等

(2) 業務実施方針及び技術提案力等（技術提案書による評価）

ア 業務の理解度、実施方針の的確性

イ 実施体制、スケジュールの妥当性、効率性

ウ 課題テーマに対する技術提案の的確性、実現性等

(3) 取組意欲及び業務の理解度等（ヒアリングによる評価）

ア 業務への取組意欲

イ 専門性

ウ 業務の理解度、課題テーマに対する技術提案の的確性、実現性等

5 手続等

(1) 担当部局

北九州市環境局環境未来都市推進室

北九州市小倉北区城内1番1号

電話 093-582-2238

(2) 説明書の交付場所、交付期間及び交付方法

ア 交付場所 第1号に同じ。なお、説明書は、北九州市環境局環境未来都市推進室のホームページに掲載する。

イ 交付期間 公告の日から平成24年8月8日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前8時30分から午後5時15分まで

ウ 交付方法 無償にて交付。なお、説明書の郵送又はFAXによる入手申込みは認めない。

(3) 参加表明書の提出場所、提出期限及び提出方法

ア 提出場所 第1号に同じ。

イ 提出期限 平成24年8月8日午後5時15分まで

ウ 提出方法 持参又は郵送（郵送は書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。）

(4) 技術提案書の提出場所、提出期限及び提出方法

ア 提出場所 第1号に同じ。

イ 提出期限 平成24年8月23日午後5時15分まで

ウ 提出方法 持参又は郵送（郵送は書留郵便に限る。提出期限までに必

着のこと。)

6 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

(2) 契約書作成の要否 要

(3) 関連情報を入手するための照会窓口 第5項第1号に同じ。

(4) 詳細は説明書による。